

平成29年 8月21日
13:30～ 議会運営委員会議室

第3回議会改革協議会 次第

- 1 第2回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の効率化、議場整備について
- 3 選挙公報の発行について
- 4 議会活動の広報強化について
- 5 政務活動費支出の透明性の向上について
- 6 第4回協議会について
- 7 その他

第2回 議会改革協議会 会議要旨

開催日：平成29年6月14日（水曜日）

会場：議会運営委員会室

出席者：戸町座長、田中議員（自由民主党）
成重議員、松岡議員（公明党）
森議員、奥村議員（ハートフル北九州）
荒川議員、大石議員（日本共産党）

議題：

- 1 第1回議会改革協議会の協議結果について（確認）
- 2 議会活動の効率化、議場整備について
- 3 選挙公報の発行について
- 4 その他

主な意見など

1 第1回議会改革協議会の協議結果について（確認）

【事務局説明】

※資料1のとおり、第1回議会改革協議会の協議結果を取りまとめ、市議会ホームページに掲載したことを報告。

【座長】

- ・ただ今の説明について、ご確認いただけるか。（全員了承）

2 議会活動の効率化、議場整備について

（1）会議場設備の充実、バリアフリーの充実

○「発言の手話通訳」について

【事務局説明】

※資料2により、説明。

※以下、事務局説明に対する質疑応答、意見等

【公明党】

- ・会派では、手話通訳と要約筆記は同時に行うことを考えるべき、技術的、人的課題など、本市議会で行うにはどうしたらよいか検討すべきという意見がでた。
- ・手話通訳の団体は2団体とあるが、この2団体が本市と提携しているのか。他の団体もあるのか。
- ・本市の派遣実績は、いずれも議員からの依頼か。（事務局：そのとおり。）

【ハートフル北九州】

- ・要約筆記について、他都市調査したものはあるか。
- ・予算額に開きがあるのは、手話通訳者が常時いるところとそうでないところの違いか。

【日本共産党】

- ・手話通訳は、本市は1ヶ月だが、他都市は7日前とか3日前と短いのはなぜか。
- ・他都市で、聴覚障害がある議員がいた場合、議会内のやりとりを聞き取るために手話通訳を配置することはあるか。

【事務局】

(公明党からの質問に対して)

- ・提携を結んでいるということではなく、手話通訳者を派遣しているのが2団体あるということ。他の団体もあるかもしれないが、制度として手話通訳者を派遣している団体がこの2つである。

(ハートフル北九州からの質問に対して)

- ・要約筆記について、他都市を調査したものはない。
- ・手話通訳者が常時いるところは他都市にはない。あくまで予算額であり、執行額ではないので、開きがあるということ。

(日本共産党からの質問に対して)

- ・手話通訳の申し込みは、基本的には1ヶ月前までだが、団体によるとうち少し短くするという相談もできるということ。他都市が短いのは、これまで実績を積み重ねてきた結果だと思う。
- ・聴覚障害がある議員がいた場合の他都市の対応については、調べて回答したい。

【座長】

- ・可能であれば、聴覚障害がある議員がいた場合の他都市の対応について、次回までに事務局で調べてほしい。
- ・本市の職員の中に手話通訳をできる人がいるか調べてほしい。
- ・知り合いの聴覚障害者の方から聞いたことだが、タブレットやスマートフォンの音声認識アプリケーション「UDトーク」というのがある。今、かなりの方がこのUDトークを利用していると聞く。このアプリケーションは、音声を自動的テキスト化するもので、例えば、聴覚障害を持たれている方が傍聴をする際に、アプリケーションが入ったタブレットを貸し出して、音声認識ソフトを通してテキスト化するというのも、ひとつの手だと思っている。各党派で使い勝手等を研究してほしい。課題は、議場の中に携帯電話やスマホ、タブレット等を基本的には持ち込むことができないので、その改正が必要ということ。要約筆記に代替できるかもしれないので、次回議論したい。
※各委員、UDトークを試用。

○「本会議場へのプレゼン機材の設置」について

【事務局説明】

※資料3により、説明。

※以下、事務局説明に対する質疑応答、意見等

【公明党】

- ・本市議会で行うとなれば、予算見込みはどのくらいか。

【ハートフル北九州】

- ・映像を映すためのパソコン等機材は、共通のものを使っているのか。
- ・映像を映しているとき、テレビ中継の画面はどうなっているか。
- ・各市の導入年度はわかるか。他都市と同種の仕様で本市に導入した場合の、費用の比較ができればよいと思う。
- ・プロジェクターの本市への導入はどうか。明るさの問題があるが、一番費用も安く済むと思う。

【日本共産党】

- ・映像をスクリーンに映す場合、他都市では事前の手続きが必要か。
- ・他都市の仕様で「議席向き」と「議席・執行部向き」とあるが、傍聴席向きはないのか。

【事務局】

(公明党からの質問に対して)

- ・年式や大きさや画質によって費用は異なる。現在のところ、本市議会で行う場合の試算は行っていない。

(ハートフル北九州からの質問に対して)

- ・パソコン等の機材は共通のものを使っている。
- ・市によっては、インターネット中継やテレビ中継に一切スクリーンを映さないところもあるようである。
- ・設置年度は、さいたま市が平成 22 年度、川崎市が平成 23 年度、堺市は平成 22 年度。機材については、3 都市と同種のを本市に導入するとした場合の現時点での費用を試算したい。
- ・プロジェクターで対応している市もあるが、画面の大きさなどの問題がある。プロジェクターを置く場所や、議場の安全面の問題もある。

(日本共産党からの質問に対して)

- ・各市で異なるが、何日か前までに、議長か議会運営委員会に申請する必要がある。その際、議員の方で著作権についてクリアするなどの条件が付されているところもある。
- ・議場には様々な形がある。どの市も傍聴席から映像を見ることができるようになっていると思う。

【座長】

- ・機材の設置には、多額の費用がかかると考えている。電子機器の場合は、日進月歩で改良が進んでいる。当協議会として、「議事堂の建替えのときに、プレゼン機材の設備を伴った議事堂にしてはどうか」という提言をだしてはどうかと思う。一旦、会派に持ち

帰っていただいて検討してほしい。

- ・現実的な対応として、議場で資料配付する場合、あわせて傍聴者にも配布することになれば、随分経費も少なく済み、機材の設置と同等とまではいかないが、かなり効果が出ると考えている。各会派でぜひ検討願いたい。

○「傍聴席及び議員自席の音響設備改善」について

【座長】

- ・傍聴席及び自席の音響設備の改善については、前回、推進すると話したが、各会派の意見はどうか。（各会派とも「推進する」意向を表明）それでは、当協議会の要望として代表者会議に報告する。

※以下、意見等

【ハートフル北九州】

- ・会派で、補聴器に直接音を送り込む磁気ループは、議場にあるのか、あるならその更新を、無いならその整備をとの意見があった。

【事務局】

- ・磁気ループは、本会議場と第6委員会室にある。第6委員会室のものは使えるが、議場のものは故障しており、早急に修理したい。

○「車椅子対応」について

【事務局説明】

※資料4により、説明。

※以下、事務局説明に対する質疑応答、意見等

【公明党】

- ・車椅子の方がたくさん来られた場合、4台分の傍聴エリアしかないが、対応できるのか。その場合は、議場後部の柵を外して、車椅子の方に入らせていただいてもどうか。記者席に入らせていただいてもどうか。

【ハートフル北九州】

- ・電動カートは、法律上車両なのか。議事堂に入れるのか。
- ・議事堂のじゅうたんだと、電動カートが動きにくいなどはないか。

【事務局】

（公明党からの質問に対して）

- ・議場の傍聴者が定員を超えた場合は、議事堂内の会議室でテレビ中継を見ていただく対応になっている。車椅子の方の場合も同様に考えている。
- ・市議会傍聴規則第11条で、「傍聴人は、議場に入ることができない。」となっており、

議場に車椅子の方が入るには規則改正が必要となる。

- ・記者席は、話題となる議案がある場合などでは、一杯になっている。記者席を減らすのは難しいと思う。

(ハートフル北九州からの質問に対して)

- ・電動カートは、法律上車両ではない。議事堂に入ることは可能。
- ・議事堂のじゅうたんは、車椅子での移動では支障なく、電動カートだと車椅子より若干重いが対応できると思う。

【座長】

- ・前回の協議会では、「車椅子を傍聴席の前列へ設置すべき」や、「傍聴席の傾斜が急なため対応すべき」など意見があったが、抜本的に改修するには、難しい工事となり、多額の費用を要する。当協議会としては、「議場を改修するときに、車椅子の方々が来られることを前提とした傍聴席をつくってはどうか」という提言を出してはどうかと考えている。会派に持ち帰って、協議願いたい。

(2) PC・タブレットの利用、ペーパーレス化

【座長】

- ・5月31日に、タブレットを活用したデモンストレーションを行った。各委員に感想を聞きたい。

【自由民主党】

- ・便利でわかりやすかったと思う。附箋（メモ機能）を付けられたり、紙を見ながら書けたりできればいいと感じた。

【公明党】

- ・お知らせも一斉に執行部や事務局から来るということで非常に使いやすいと思う。見比べたりするとき、画面を2分割とか4分割とかできたらいいと思う。

【ハートフル北九州】

- ・思ったよりも使いやすい。使い慣れてない人でも慣れるのにそんなに時間がかからないと思う。
- ・会派内でも紙資料を使うことが多く、連絡を取り合うことも多いため、利用が可能なら利便性が上がると思う。また、会派内限定で資料を利用するような使い方ができれば、なお便利になると感じた。

【日本共産党】

- ・当日参加できなかったが、後で色々教えてもらい、確かに便利さはあると思っている。どの範囲まで行かうかという点を少し詰めて議論していただければと思う。

【座長】

- ・前回の協議会では、事務局から今年度、PC・タブレットの導入について、費用対効果

やセキュリティーなどの課題等について、調査委託業務を予算化しているとの説明を聞いている。調査委託の報告書を基に、今後、議論を深めたいと考えている。(全員了承)

3 選挙公報の発行について

【事務局説明】

※前回話題となった、選挙公報の発行目的と掲載文の制約と、選挙公報のホームページ掲載について説明。

(選挙公報の発行目的と掲載文の制約について)

- ・大原則として、憲法で、表現の自由が保障されている。さらに憲法は、検閲を禁止している。
- ・一方で、公職選挙法は、「選挙の公正」の確保のため、言論や文書図画等による選挙運動の方法に対しても一定の制限を加えている。特に文書図画による選挙運動は、金のかかる選挙の原因になりやすい、つまりは腐敗を生じやすいという危惧から、包括的にこれを禁止し、一定の規程に従ったものに限って使用を認めている。
- ・さらに、その使用に際して、候補者にお金をかけさせず、候補者間の選挙運動の機会均等を図るという選挙公営の考え方に基づいて、法は便宜を供与している。
- ・選挙公報の発行は、この選挙公営の考え方に基づき、国又は地方公共団体がその費用を負担して行う、候補者への便宜供与の一つと位置づけられている。
- ・その公職選挙法においても、第 169 条で選挙公報の掲載文は原文のまま掲載しなければならないと規定されている。

(選挙公報のホームページ掲載について)

- ・北九州市長選挙において、選挙公報を選挙管理委員会のホームページに掲載している。北九州市議会議員選挙についても、選挙公報の発行を条例で定めれば、北九州市長選挙と同様に、選挙公報のホームページ掲載の実施が見込まれる。
- ・なお、公職選挙法上は、選挙公報は各世帯に配布しなければならないため「紙ベース」での発行が前提であり、ホームページ掲載では各世帯に配布したことにはならない。
- ・選挙公報のホームページ掲載は、公職選挙法第 6 条の規定に基づき、選挙公報の発行主体である選挙管理委員会の判断で、有権者に対する啓発、周知活動の一環として行うものである。

※以下、意見等

【自由民主党】

- ・会派には、発行してもいいだろうという考えを持つ人もいる。また、地方選挙の法定ビラの議論も始まっており、それで賄ってはどうかとかいう意見もある。会派全体として方向性は概ね固まっているが、個別なところでは、まだまとまってない。

【公明党】

- ・公明党として、前向きに選挙公報を出す方向で考えているが、しっかり公平公正にやるべきだと思う。

【ハートフル北九州】

- ・前回以降、会派から新しい意見は出ていない。会派としては、発行すべきという前提で、方法等議論していただきたい。

【日本共産党】

- ・わが党は発行すべきだということ。言うまでもなく、公序良俗に反しないとか、誹謗中傷はしないとか、虚偽の内容は載せないというのは当然のことである。

【座長】

- ・選挙公報の発行の論点については、前回と今回で概ね整理されてきていると思う。しかし、会派内に様々な意見があり、意見集約にまだ時間がかかる会派もあるような状況と理解している。
- ・選挙公報の発行は重要なテーマであることを考えると、結論を早急に出すのではなく、時間をかけて会派内の意見集約をやっていただくことが大事なことだと考える。
- ・各委員には、引き続き、会派での意見集約に努めていただき、意見の集約がなされた段階で、次の協議をしたいと思う。(全員了承)

4 その他

【議長】

- ・今回の議題にあがっている事項は、予算の問題等もあるが、市民に開かれた議会をつくるために非常に大切なことだと思っている。
- ・できるだけスピード感を持って、前向きに進めてほしい。

平成 29 年 8 月 21 日
第 3 回議会改革協議会資料

2 議会活動の効率化、議場整備について

① 発言の手話通訳

(1) 他都市の聴覚障害のある議員への手話通訳配置状況

ア 明石市議会 家根谷（やねたに）議員

手話通訳のできる職員を雇用。（非正規職員。公費負担）
同職員が、本会議・委員会において、議員の質問や、執行部の答弁等を相互に通訳。

イ 東京都北区議会 斉藤議員

- (ア) 議員の質問等については、議員がパソコン（議員が議場に持参）に入力したテキストの内容を、音声変換が読み上げる。（議員所有の機材を使用）
- (イ) 他議員の発言や、執行部の答弁等については、音声翻訳ソフトがテキストに変換し、議員のパソコンに表示する。（公費負担）

(2) 手話通訳スキルを有する市職員の有無

公的資格である「手話通訳士」は 1 人。
公的資格ではないが、民間資格の「手話技能検定」を持つ職員は数名程度。

(3) <UDトーク関連>タブレットの傍聴席持込

議会運営委員会での協議が必要。

(4) <UDトーク関連>費用について（ソフト使用料）

年間：約 30 万円～約 100 万円

平成 29 年 8 月 21 日
第 3 回議会改革協議会資料

2 議会活動の効率化、議場整備について

② 本会議場でのプレゼン機材の設置

(1) 導入各都市の機材を現時点で調達した場合の費用

都市名	設置費用 (千円)	仕様	現時点での参考価格 (千円)
さいたま	8,096	150 インチ スクリーン 1 台 (議席向き)	約 8,600 (議場の照明照度により変動)
川崎	27,995	① 103 インチ ディスプレイ 2 台 (議席向き) ② 65 インチ ディスプレイ 1 台 (議長・執行部向き)	約 15,000 98 インチディスプレイ 2 台 55 インチディスプレイ 1 台 (別途、壁補強工事等が必要)
堺	5,145	150 インチ スクリーン 2 台 (議席向き)	約 17,200 (議場の照明照度により変動)

公職選挙法 抜粋 【選挙ピラ関連】

(改正：平成29年6月14日参院本会議可決、平成31年3月1日施行)

(文書図画の頒布)

第142条 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及びピラのほかは、頒布することができない。この場合において、ピラについては、散布することができない。

一～四 略

五 指定都市の選挙にあつては、長の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 3万5千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のピラ 7万枚、議会の議員の選挙の場合には、候補者一人について、通常葉書 4千枚、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のピラ 8千枚

六～七 略

2～5 略

6 第1項から第3項までのピラは、新聞折込みその他政令で定める方法[※]によらなければ、頒布することができない。

※政令で定める方法

第1項第五号のピラ 当該ピラに係る候補者の選挙事務所内、個人演説会の会場内又は街頭演説の場所における頒布

7 第1項及び第2項のピラは、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会(略)の定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会の交付する証紙を貼らなければ頒布することができない。(略)

8 第1項のピラは長さ29.7センチメートル、幅21センチメートルを、第2項のピラは長さ42センチメートル、幅29.7センチメートルを、超えてはならない。

9 第1項から第3項までのピラには、その表面に頒布責任者及び印刷者の氏名(法人にあつては名称)及び住所を記載しなければならない。(略)

10 略

11 都道府県議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第三号から第六号までのピラの作成について、無料とすることができる。

12～13 略

北九州市議会議員及び北九州市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（抜粋）

(選挙運動用ビラの作成の公費負担)

第6条 候補者(北九州市長の選挙における候補者に限る。)は、第8条各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額に選挙運動用ビラの作成枚数(当該作成枚数が、法第142条第1項第5号に定める枚数_{※2}を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。
この場合においては、第2条ただし書の規定_{※2}を準用する。

2 略

※1 法第142条第1項第5号に定める枚数
7万枚(指定都市の長の選挙におけるビラの枚数)。

※2 第2条ただし書の規定
第2条 (略)ただし、当該候補者に係る供託物が法第93条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の規定により北九州市に帰属することとならない場合に限る。

(選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出)

第7条 前条の規定の適用を受けようとする者は、ビラの作成を業とする者との間において選挙運動用ビラの作成に関し有償契約を締結し、市選挙管理委員会が定めるところにより、その旨を市選挙管理委員会に届け出なければならない。

(選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続)

第8条 北九州市は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額)に当該選挙運動用ビラの作成枚数(当該候補者を通じて法第142条第1項第5号に定める枚数(北九州市長の選挙の一部無効による再選挙の場合においては、公職選挙法施行令第132条の6第1項の表に定める枚数)の範囲内のものであることにつき、市選挙管理委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、市選挙管理委員会が確認したものに限る。)を乗じて得た金額を、第6条第1項後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

- (1) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 7円51銭
- (2) 当該選挙運動用ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 5円2銭にその5万枚を超える数を乗じて得た金額に37万5,500円を加えた金額を当該選挙運動用ビラの作成枚数で除して得た金額(1銭未満の端数がある場合には、その端数は1銭とする。)

⇒ 7万枚作成した場合、第8条第2号で定める単価以下で業者と契約できれば、全額無料となる。

議会報告会の開催状況について

★ 20政令市中、本市を含む3市で議会報告会を開催している。

【3市の開催状況】

開催市	北九州市	新潟市	堺市
開始年月	平成23年11月	平成24年5月	平成24年10月
開催回数	年1回	年2回	年1回
開催場所	議事堂ほか 市内2ヶ所	8区（各行政区）	議事堂
参加方法	当日、参加受付	参加者（団体）を 予め限定	事前申込・定員制
直近 開催年月	平成28年11月	平成29年5月	平成28年10月
参加者数	約70人（3会場計）	199人（3会場計） （コミュニティ協議会会員）	31人
開催要領	<ul style="list-style-type: none"> ○決算の概要と決算特別委員会（分科会）での審査経過の報告 ○質疑応答 ○意見聴取 	<ul style="list-style-type: none"> ○新潟市総合計画についての審議内容の説明 ○市民との意見交換 新潟市総合計画をテーマにしたワークショップ 	<ul style="list-style-type: none"> ○決算審議の概要報告 ○市民との意見交換 常任委員会ごとに設定したテーマにしたワークショップ

新潟市議会の議会報告会について

(1) 新潟市の概要

人口：804,809人、行政区：8区、議員数：51人

(2) 開催開始

新潟市議会基本条例（平成23年4月1日施行）に基づき、平成24年5月から開催

(3) 開催回数及び時期

年2回（5月と11月）

(4) 開催場所

すべての行政区（8区）

(5) 開催要領

- 議員が「にいがた未来ビジョン（新潟市総合計画）」について、議会での審議内容の説明を行った後、参加者が各テーブルに分かれて、新潟市のまちづくりをテーマに議員（1テーブル2～3人）と意見交換（ワークショップ）を行っている。
- 意見交換は、参加団体※を予め選定している。（傍聴は可能）
※ 地域コミュニティ協議会、自治協議会、大学生など

堺市議会の議会報告会について

(1) 堺市の概要

人口：835,103人、行政区：7区、議員数：48人

(2) 開催開始

堺市議会基本条例（平成25年4月1日施行）の制定について協議する中で、平成24年10月から開催

(3) 開催回数及び時期

年1回（11月）

(4) 開催場所

議事堂

(5) 開催要領

- 本会議場で議員が決算審議の概要報告を行った後、委員会室で参加者は6テーブルに分かれて、常任委員会（6委員会）ごとに設定したテーマについて、議員（3～4人）と意見交換（ワークショップ）を行っている。
- 意見交換は、定員（48人）を設けて事前に参加者を募集。参加者は申し込みの際に希望する常任委員会を選択する。

市議会だよりについて

1 概要

- ・市議会の状況をわかりやすく市民に知らせるための議会広報紙として発行
- ・年4回発行（定例会ごと）
（定例会の終了後15日を経た最初の市政だより発行日に合わせて発行し、市民に配布）

2 発行部数・種類

名称	発行部数 (1回当たり)	仕様	配布先・方法
紙版	約 340,000 部	<ul style="list-style-type: none"> ・タブロイド判 ・4ページ ・4色刷 	<ul style="list-style-type: none"> *市政だよりと同時配布 ・市内全世帯（自治会等を通じて） ・公共施設（区役所・市民センター・地域公民館）、JR駅（小倉・黒崎・下曾根・折尾）、モノレール全駅、コンビニ
点字版	約 130 部	・A4版	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障害者（1・2級の希望者）へ配布。点字図書館の指定管理業務として(財)北九州市身体障害者福祉協会が実施。
CD版	約 25 枚	・CD（音声読み上げソフト対応）	
音声版	約 140 枚・本	<ul style="list-style-type: none"> ・CD ・カセットテープ 	

※上記の他に、ホームページ掲載、スマートフォン向け行政情報アプリ「マチイロ」による配信あり。

3 発行経費（配送を含む）

年間930万円程度（平成29年度予算）

各政令指定都市における市議会広報紙について

平成29年4月1日

都市名	発行回数	発行までの日数	質問への会派名、氏名の掲載		編集への議員の関わり ※2
			会派名 ※1	氏名	
札幌市	4回	平均50日	○	○	○
仙台市	4回	30～50日	○	○	○
さいたま市	4回	概ね1月	△	×	○
千葉市	4回	約40日	○	○	○
川崎市	4回（改選時5回）	14～71日	○	○	○
横浜市	4回	45～60日	○	×	○
相模原市	5回	約36日	○	○	○
新潟市	4回	概ね1月	○	○	○
静岡市	4回	約50日	○	×	○
浜松市	4回	30～40日	○	○	○
名古屋市	7回	約40日	○	○	○
京都市	7回	約45日	○	○	○
大阪市	5回	概ね1月	○	○	○
堺市	4回	約30日	×	×	×
神戸市	4回	平均2週間	○	○	○
岡山市	4回	約30日	△	×	○
広島市	6回	約30日	○	○	○
北九州市	4回	15～30日	×	×	×
福岡市	5回	36～53日	○	×	○
熊本市	4回	約60日	○	○	○

※1：さいたま市、岡山市は代表質問のみ会派名を掲載。

※2：広報委員会を設置するなど議員自ら編集したり、掲載質問を議員が選定又は確認する場合を「○」としている。

議会改革協議会 政務活動費作業部会の設置（案）

1 構成員

会派	委員	
	経理責任者	議員
自由民主党	村上 幸一	戸町 武弘
公明党	成重 正丈	松岡 裕一郎
ハートフル北九州	森 浩明	奥村 直樹
日本共産党	荒川 徹	大石 正信

※所属議員が5名以上の会派の経理責任者ほか1名で構成

2 協議事項

政務活動費支出の透明性の向上

○使途基準運用マニュアルの見直し

○事後払い